

京都市商店街街路灯電力料補助要綱

(昭和42年1月25日決定)

(平成11年12月1日改正)

(平成14年12月2日改正)

(平成15年3月4日改正)

(平成22年4月1日改正)

(平成23年1月4日改正)

(平成28年4月1日改正)

(平成30年1月4日改正)

(令和3年3月31日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市の商店街の発展と治安の向上を図るため、商店街街路灯電力料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、商店会（京都市商店街の振興に関する条例第2条第2号に規定する商店会をいう。以下同じ）において設置した街路灯の電力料の一部に充てるため、商店会の代表者に対して交付する。ただし、個別店舗の照明又は広告を兼ねると認められる街路灯に係るものを除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該商店街の規模、設置灯数などに応じて、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。

(交付の要件)

第4条 補助対象となる街路灯は、次の各号の要件を備えたものでなくてはならない。

- (1) 街路を明るくし、犯罪の防止、交通の安全に役立つと認められる構造のものであること。
- (2) 当該商店会において電力料を負担しているものであること。
- (3) 適切な維持管理が常に行われていること。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市商店街街路灯電力料補助金交付申請書（第1号様式）によって、市長が別に定める期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 関西電力株式会社その他の電気事業者が発行する電気料金領収証の写し又は電気料金支払証明書その他街路灯電力料の支払を証する書類で市長が必要と認めるもの（1月分から12月分まで）
- (2) 前期決算書及び今期事業計画書

(決定の通知)

第6条 条例第10条の決定により交付又は不交付を決定したときは、条例第12条に基づき京都市商店街街路灯電力料補助金交付決定通知書(第2号様式)又は京都市商店街街路灯電力料補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(標準処理期間)

第7条 市長は、第5条の市長が定める期間の終了した日の翌日から30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(補則)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

**京都市商店街街路灯電力料補助金
交付申請書**

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日																		
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称並びに代表者名及び担当者名 (担当者名) 電話番号 -																		
京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。																			
商 店 会 の 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">商店会の街区</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>商店会の総延長</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td>平均道路幅員</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td>歩車道の区別</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td>地区内商店総数</td> <td style="text-align: center;">店</td> <td>商店会加盟 会 員 数</td> <td style="text-align: center;">店</td> <td>アーケード</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> </table>	商店会の街区						商店会の総延長	m	平均道路幅員	m	歩車道の区別	有・無	地区内商店総数	店	商店会加盟 会 員 数	店	アーケード	有・無
商店会の街区																			
商店会の総延長	m	平均道路幅員	m	歩車道の区別	有・無														
地区内商店総数	店	商店会加盟 会 員 数	店	アーケード	有・無														
街 路 灯 の 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">街 路 灯 設 置 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>街路灯を設置している総延長</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td>街路灯総灯数</td> <td style="text-align: center;">基のうち、商店会が電力料を負担している灯数 基</td> </tr> <tr> <td>年1月分から12月分までの 電力料で商店会が支出した総額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支出区分</td> <td style="text-align: center;">定額 ・ 従量 ・ その他 (いずれかに○)</td> </tr> </table>	街 路 灯 設 置 年 月 日	年 月 日	街路灯を設置している総延長	m	街路灯総灯数	基のうち、商店会が電力料を負担している灯数 基	年1月分から12月分までの 電力料で商店会が支出した総額	円	支出区分	定額 ・ 従量 ・ その他 (いずれかに○)								
街 路 灯 設 置 年 月 日	年 月 日																		
街路灯を設置している総延長	m																		
街路灯総灯数	基のうち、商店会が電力料を負担している灯数 基																		
年1月分から12月分までの 電力料で商店会が支出した総額	円																		
支出区分	定額 ・ 従量 ・ その他 (いずれかに○)																		
添 付 書 類	<p>(1) 関西電力株式会社その他の電気事業者が発行する電気料金領収証の写し又は電気料金支払証明書その他街路灯電力料の支払を証する書類で市長が必要と認めるもの（共に 年1月分から12月分まで）</p> <p>(2) 前期決算書及び今期事業計画書</p>																		

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

所在地

名 称

京都市長

京都市商店街街路灯電力料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、京都市商店街街路灯電力料補助要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

交 付 金 額 金 円

(注意事項)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であってもこの決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

所在地

名 称

京都市長

京都市商店街街路灯電力料補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、京都市商店街街路灯電力料補助要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

不交付理由

（注意事項）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であってもこの決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。